

専修大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2021（令和3）年度大学評価の結果、専修大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2022（令和4）年4月1日から2029（令和11）年3月31日までとする。

II 総 評

専修大学は、建学の精神・理念として「社会に対する報恩奉仕」を掲げ、大学の目的を、「社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身に付けた若い日本人を創り上げること」としている。建学の精神を現代的に捉え直した21世紀ビジョンを策定し、これに基づき骨太の大学改革に取り組んでいる。2016（平成28）年度から2020（令和2）年度においては、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）について中期目標を設定し、各年次の事業計画に取り組んでいる。

内部質保証に関しては、全学的な体制として「内部質保証推進委員会」のもとに、「専修大学自己点検・評価委員会」と「法科大学院自己点検・評価委員会」を置き、「内部質保証推進委員会」において設定した目標や計画等を反映させた自己点検・評価項目の大綱及び細目を決めている。定められた自己点検・評価項目に基づいて行われる実質的な自己点検・評価活動は、「専修大学自己点検・評価委員会」のもとに設置されている「機関別自己点検・評価実施委員会」と「法科大学院自己点検・評価委員会」が担っている。このように内部質保証の体制は適切に整備されており、これを用いたPDCAサイクルも有効に機能している。

教育に関しては、全学（学士課程全体）の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について、学生が身につけるべき能力（学習成果）を「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4領域において設定し、これを踏まえて学部・学科ごとに設定している。学部・学科では、学士課程教育における学習成果について、21世紀ビジョンである「社会知性の開発」を頂点（第1階層）に据え、上記4領域を第2階層、第2階層それぞれの領域に対し2～6項目の能力（第3階層）を設定した

3層構造からなる「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点」として定め、学習成果の測定のための準備を進めている。

長所として、専門的、学際的及び総合的な研究・教育活動を推進する「社会知性開発研究センター」では、学術・文化の諸領域にわたる研究プロジェクトを行っており、大学の理念・目的とも合致した取り組みとして高く評価できる。また、進路支援として、学生の「キャリア形成支援」「就職支援」及び「資格・採用試験支援」において「トリプル・サポートシステム」と称する取り組みを行っており、キャリア形成から就職活動までの一貫した、かつ個別の学生に応じた細かなサポートシステムとして機能している点が評価できる。

一方で、是正または改善すべき課題も見受けられる。まず、一部の研究科では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールが定められていないため、是正されたい。また、法科大学院における学習成果の測定について、測定方法と学位授与方針に示した学習成果との連関が不明瞭であることから、適切な方法で測定するよう、改善が求められる。

今後は、構築された内部質保証体制を実践し、特に教育面における課題を改善しつつ長所をより一層伸ばしていけるような、更なる発展に向けた質の保証に取り組んでいくことが重要といえる。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神・理念として「社会に対する報恩奉仕」を掲げ、大学の目的を、「社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、旧い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身に付けた若い日本人を創り上げること」としている。

これに基づき、各学部における教育研究上の目的については、例えば法学部において「法学及び政治学の研究を通じ、その知識及び技術とそれに基づく思考方法を核としつつ、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視点から独創的発想により主体的に社会の問題解決に取り組むことができる能力を有する人材を養成する」ことを掲げている。

大学院における目的は、「学問の自由を尊重し、学術の理論及び応用を教授研究し、その精深を究めて、人類文化の発展に寄与すること」と定めたうえで、各研究科修士課程・博士課程の教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的を定

めている。例えば経済学研究科においては、「経済学の分野で、高度の専門的知識及び能力を有する高度の専門職業人、多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的素養のある人材並びに創造性豊かで確かな教育能力を有する大学教員その他の研究者を養成する」としている。

専門職大学院においては、「専修大学の 21 世紀ビジョンとしての『社会知性』(Socio-Intelligence) の開発を具現化するため、及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者を養成するため、学術の理論及び応用を教授研究し、もって人類文化の発展に寄与すること」を目的に掲げている。それを踏まえ、法科大学院では、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的に掲げている。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定しており、それを踏まえ学部・研究科・専門職大学院の目的を適切に設定しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的及び各学部の目的は「専修大学学則」(以下「学則」という。)に、大学院の目的及び各課程、各研究科の目的は「専修大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。)に、専門職大学院(法科大学院)の目的は「専修大学専門職大学院学則」(以下「専門職大学院学則」という。)に定めている。

大学・学部・研究科の理念・目的は、ホームページにおいて周知・公表している。また、学部の目的は『学修ガイドブック』に、研究科の目的は大学院要項にそれぞれ掲載し、学生及び教職員に対して周知している。法科大学院においては、これらの周知・公表に加え、新入生ガイダンスや各セメスターのガイダンスのなかでも言及している。

受験生に対しては『入学ガイド』『各学部パンフレット』やオープンキャンパスを通じて、保護者に対しては『ご父母・保護者のための専修大学ガイドブック』や育友会支部懇談会を通じて周知するなど、ステークホルダーに対しても周知を行っている。さらに、大学の理念・目的の理解向上のための小冊子『Si-report』を作成している。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則等にとともに、教職員及び学生への周知や、社会に対する公表を適切に行っている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の基本的な方向性を全学的観点から検討し、建学の精神を現代的に捉え直

した 21 世紀ビジョンを策定している。同ビジョンでは、「社会知性の開発」を掲げ、それを達成するため、大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える 2020（令和 2）年度を目標として、骨太の大学改革に取り組んでいる。具体的には、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度において、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、7 つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）について、中期的な視点で到達目標を設定し、各年次の事業計画を策定している。これらの目標、計画は詳細に定めているとともに、毎年度『事業報告書』としてとりまとめられ、関係者への周知が図られている。

2020（令和 2）年度の事業計画の策定に際しては、2019（令和元）年に関係所管に対して「令和 2 年度業務計画・報告シート」に直近の本協会大学評価（認証評価）結果を踏まえた改善の方向性を盛り込むことを要請し、その内容を事業計画に反映している。

また、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度まで「学校法人専修大学中期計画」を策定している。この計画では「教育力の向上」「研究力の向上」「学生活動実績の向上」「財務の健全性確保」及び「大学運営の効率化」という 5 つの事業領域について、目標を達成するための指標を設定している。2021（令和 3）年度本協会の大学評価（認証評価）結果については、「常勤役員会」に報告し、事業計画に反映するとしている。なお、上記の大学評価（認証評価）結果を踏まえ、中期計画全体に対しても変更が必要となった場合には、それも含めて修正を行う予定である。

以上のことから、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定している。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証の定義を、2019（令和元）年施行の「専修大学内部質保証推進委員会規程」に、自己点検・評価等を適切に機能させることにより教育研究活動の質の向上を図り、教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し証明することと定めており、大学としての考え方を示している。

内部質保証の手続については、「内部質保証推進委員会」において、「全学的な目標・計画等」（以下「目標・計画等」という。）を設定し、これを受けて、「専修大学自己点検・評価委員会」「法科大学院自己点検・評価委員会」（以下まとめて「自己点検・評価委員会」という。）は、点検・評価項目の大綱及び細目を設

定する。この項目に基づき、部局ごとに設置された 28 の「機関別自己点検・評価実施委員会」において、点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」に報告している。「自己点検・評価委員会」は、各「機関別自己点検・評価実施委員会」の自己点検・評価の結果を『専修大学自己点検・評価報告書』としてまとめ、学長に提出する。学長は、「内部質保証推進委員会」において、当初の目標や計画等の適切性や有効性の検証を行い、次なる「目標・計画等」の改善・向上のための方針を決定するという、PDCAサイクルを2年周期で実施している。

以上のように、内部質保証の定義及び内部質保証の手続を定めており、学内で共有が図られてはいるが、方針の策定や外部への公表等については現在検討を行っているため、適切な実現が望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、2019（令和元）年度に設置した「内部質保証推進委員会」は、全学的な教学マネジメントに責任を有している。また、内部質保証推進業務の迅速化を図るべく、「内部質保証推進委員会」内に学部長会の構成員から成る「学部部会」と大学院委員会の構成員から成る「大学院部会」を設置している。「学部部会」は学部、「大学院部会」は大学院に固有の内部質保証に関する業務の迅速化を図ることを目的としている。

「内部質保証推進委員会」は、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、法科大学院長、自己点検・評価委員会委員長、全学カリキュラム協議会議長、教育開発支援委員会委員長から構成している。

「内部質保証推進委員会」の果たすべき全学的な役割を「専修大学内部質保証推進委員会規程」に明記している。例えば、内部質保証におけるPDCAサイクルの始点である「目標・計画等」の策定、「目標・計画等」の適切性の検証及び有効性の検証等である。

内部質保証を推進する全学的な体制として、「内部質保証推進委員会」のもとに、「自己点検・評価委員会」を置き、「内部質保証推進委員会」において設定した目標や計画等を反映させた、自己点検・評価項目の大綱及び細目を決める。また、後述する組織である「機関別自己点検・評価実施委員会」からの点検・評価の報告をとりまとめ及び検証を行うため、「自己点検・評価委員会」内に「全学事項検討部会」を設けている。

定められた自己点検・評価項目に基づいて行われる実質的な自己点検・評価活動は、「自己点検・評価委員会」のもとに設置されている「機関別自己点検・評価実施委員会」が担う。この「機関別自己点検・評価実施委員会」には、カリキュラム編成に責任を有する各学部・研究科、全学カリキュラム協議会、資格課程、二部教育担当等に加えて、さまざまな教学支援部署等を含んでおり、併せて計 28

の実施委員会を設置している。

また、自己点検・評価活動の客観性及び公正性を担保し、教育研究水準の更なる向上に資することを目的として、2020（令和2）年度に、委員長を含め5名の外部委員から構成される「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会」が、学長のもとに設置されており、『専修大学自己点検・評価に関する外部評価報告書』としてまとめられ、学長に提言がなされている。

このように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定するための全学的な基本方針として、中教審大学分科会大学教育部会のガイドラインに基づき「三つのポリシー（DP・CP・AP）およびラーニング・アウトカムズ（LO）策定要領」を作成し、現在、各学部等は、それに基づいて3つの方針を策定している。

2019（令和元）年度に新たに構築された内部質保証システムのもとで、2019（令和元）年度から2020（令和2）年度の2年間では、本協会が定める点検・評価項目に基づいた自己点検・評価及び「内部質保証推進委員会」が定める「目標・計画等」に基づいた自己点検・評価の2つを行っている。

2019（令和元）年度は、初めに本協会が定める点検・評価項目に基づいた点検・評価を行った。具体的には、「自己点検・評価委員会」が、本協会が定める点検・評価項目に基づいて「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート」を作成し、各「機関別自己点検・評価実施委員会」がこのシートを用いて自己点検・評価を行った。

この自己点検・評価の結果を受け、「内部質保証推進委員会」では、「目標・計画等」を定めている。2019（令和元）年度は、各学部・研究科が設定している教育研究上の目的・3つの方針が適切に設定されているか、それらの方針に基づき適切に教育が行われているかについて検証を行うことを「目標・計画等」として定めた。この「目標・計画等」の設定には、今後、大学として「アセスメントプラン」の策定や教学マネジメントの確立が必要であるという考えがもととなっている。

「内部質保証推進委員会」では、この「目標・計画等」を、「自己点検・評価委員会」に対し、更に注力して点検・評価する項目である「重点項目」として提示し、「自己点検・評価委員会」は、各「機関別自己点検・評価実施委員会」に対して、「重点項目」に関する「達成目標」と「評価の視点」を詳細に定めるよ

う依頼している。なお、その際、「機関別自己点検・評価実施委員会」は、「重点項目」以外にも委員会が必要と認めた点検・評価項目を設定し、当該項目に対する「達成目標」及び「評価の視点」を設定することも可能となっている。

各「機関別自己点検・評価実施委員会」は、「重点項目」を中心に自己点検・評価を行っている。「自己点検・評価委員会」は、「重点項目」と、上記の本協会の点検・評価項目に基づく点検・評価の結果を『専修大学自己点検・評価報告書』にとりまとめて学長へ報告し、学長は報告書を「内部質保証推進委員会」に提示している。

これ以外に、3つの方針のうちの特に学位授与方針については、中央教育審議会が2016（平成28）年に公表した3つの方針の策定及び運用に関するガイドラインにおいて、「各大学における教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能すべきもの」と位置付けていることを大学として認識していることから、「学部部会」で、「21世紀ビジョンとDPとの対応状況」「教育研究上の目的とDPとの対応状況」「全学DPと学部・学科DPとの対応状況」「DPの対象範囲」「卒業時の資質・能力の保証」の5点を網羅した「卒業認定・学位授与の方針（DP）検証シート」（以下「検証シート」という。）を作成した。この「検証シート」を用いた点検・評価を、各学部・学科に依頼し、実施した。各学部・学科から提出された「検証シート」は、「学部部会」内に設置されている「三つのポリシー（学士課程）検証ワーキンググループ」にて検証し、その結果を「内部質保証推進委員会」に報告している。

これらの自己点検・評価の結果を踏まえ、かつ教務課所属の専任職員IR担当者が積み上げてきた各種分析結果も活用し、「内部質保証推進委員会」では、「アセスメントプラン」の策定及び「三つの方針策定要領」の改正について、それぞれワーキンググループを設置し検討を行っており、2021（令和3）年度時点において、「アセスメントプラン」の内容を含む「三つの方針（DP・CP・AP）策定要領」作成に結びつけた。現在、この策定要領に基づき、各学部に対して3つの方針の改正を依頼している。

ただし、一部の大学院研究科の学位授与方針については、上記の過程で必ずしも全学的な基本方針と整合的に策定し、また検証が行われたようには認められないものもあるため、「内部質保証推進委員会」のもと、より徹底したマネジメントを行うことが望まれる。

そのほか、学部、研究科等の自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるための「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会」による評価結果については、学長のもとで課題を抽出し、「内部質保証推進委員会」での議論を経て、各組織にフィードバックされることになっているが、着実な実施により成果が期待される。

行政機関、認証評価機関からの指摘事項等への対応については、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度に新学部や新学科を設置しており、「設置計画履行状況等報告」に対する行政機関からの指摘事項については対応している。また、前回の本協会における大学評価（認証評価）結果において付された努力課題についても、自己点検・評価委員会が実施する自己点検・評価活動のなかで改善提案を行い、適切に対応している。

以上のことから、内部質保証の定義及び手続に基づき、内部質保証システムは概ね有効に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動や自己点検・評価結果、財務状況等については、大学ホームページに「教育研究上の基礎的な情報（教育研究上の目的、三つの方針、校地・校舎、学費等）」「修学上の情報（シラバス、卒業要件、修学・進路選択・心身の健康等に関する支援等）」「教育研究上の情報」「財務状況」「事業計画・事業報告書」「学則」及び「高等教育の修学支援新制度に関する情報」等の項目を設け、公表している。

また、教育機関として社会に対する説明責任を果たし、教育の質向上に資することを目的として、『自己点検・評価報告書』の全文を公表するとともに、教育研究活動に携わる研究者情報を「研究者情報システム」で一元管理しており、同じくホームページで公開している。

以上のように、情報公開に努めており、社会に対する説明責任を適切に果たしている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2015（平成27）年度から2016（平成28）年度に行った第11期の自己点検・評価活動以来、各組織に対して点検・評価の状況の記述内容を裏付ける根拠資料の提示を求めている。さらに、2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけての自己点検・評価からは、チェックシートの作成にあたって各組織に対して根拠資料の提示を求めている。

このような取り組みがあるものの、内部質保証システム自体の適切性の点検・評価は行っていない。今後、「内部質保証推進委員会」を中心に点検・評価を行っていくとしていることから、着実な実行が望まれる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

教育組織として、学部については、時代の変化や社会的要請に対応して伝統のうえに改組を重ね、経済学部、法学部、経営学部、商学部、文学部、ネットワーク情報学部、人間科学部、国際コミュニケーション学部の8学部20学科を擁する人文・社会科学系の総合大学となっている。なお、これらの学部（昼間部）とともに、3学部3学科の二部（夜間部）を設置しているが、2020（令和2）年度から学生募集を停止している。大学院については、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、経営学研究科、商学研究科の5研究科13専攻を設置し、高度な専門教育や研究を提供している。さらに、専門職大学院として法務研究科法務専攻を設置している。

附置研究所としては、「社会科学研究所」「会計学研究所」「今村法律研究室」「経営研究所」「商学研究所」「人文科学研究所」「法学研究所」「スポーツ研究所」「情報科学研究所」「自然科学研究所」の10研究所を設置し、その目的をそれぞれの研究所規程に明示している。

附置機関として、「社会知性開発研究センター」「心理教育相談室」「情報科学センター」「国際交流センター」を置き、各センターの目的をそれぞれのセンター規程に明示し、学部・研究科の教育・研究活動を大学の理念・目的に即して支援している。「心理教育相談室」に関する規程については、業務内容が規定されているのみで目的を明示しておらず、大学の理念・目的と附置センター組織の整合性が明確でないことから、明示することが望まれる。

特筆すべき点について、「社会知性開発研究センター」がある。「社会知性開発研究センター」は、大学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」の観点から、「社会知性の開発」に係る専門的・学際的な研究、これらに関する教育活動を推進し、社会の発展に寄与することを目的とした機関である。「社会知性開発研究センター」ではさまざまなテーマでプロジェクト研究を進めている。2019（令和元）年度には、東南アジアとの交流強化の一環である「日本・ラオスプロジェクト事業」の一つとして、「複式簿記普及事業推進研究拠点」を設置した。ラオス国立大学から受け入れた会計学を専門とする教員を拠点メンバーに迎え、ラオス語による複式簿記テキストの開発・公表、ラオス語による簿記検定試験の支援等の事業を推進している。同センターの設置は大学のビジョンとも合致し、学際的な研究の取り組みとして高く評価できる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その

結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の構成に関する自己点検・評価について、学部、研究科、附置研究所、センター等の「機関別自己点検・評価実施委員会」及び専門職大学院の「法科大学院自己点検・評価委員会」が、「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート」を用いて行っている。

2014（平成 26）年度の本協会による大学評価以降、社会的要請や学問の動向を見据えて、新学部・新学科の設置を進めてきた。経済学部では経済学科を発展的に改組転換して現代経済学科と生活環境経済学科を、経営学部では新たな教育研究の展開に向けてビジネスデザイン学科を設置するなど、学部・学科の改組転換を推進してきた。大学院においては、産業構造の変化に対応するため、企業動向、産業動向、マクロ経済動向等を分析する高度な能力を持った人材育成を目的とした経済学研究科修士課程エコノミックリサーチコースを開設した。

以上のように、社会的要請や学問の動向を見据え、教育研究組織の改善を進めている。

<提言>

長所

- 1) 「社会知性開発研究センター」は、大学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の観点から、「社会知性の開発」に係る専門的・学際的な研究、これらに関する教育活動を推進し、社会の発展に寄与することを目的とした機関である。同センターではさまざまなテーマでプロジェクト研究を進めており、同センターの存在は大学のビジョンとも合致し、学際的な研究の取り組みとして評価できる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針について、学士課程全体の方針と、それを踏まえ、授与する学位ごとに方針を定めている。

学士課程全体の方針には、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」のもと、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」の育成を目指し、修得すべき学習成果として「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の 4 領域を設定しており、それぞれの領域に対応した具体的な能力を記載している。具体的には、「知識・理解」として「社会知性の核となる、専門的な知識・技能とそれに基づ

く思考方法を身につけ、活用することができる」、「関心・意欲・態度」として「社会知性の意義を理解し、人間理解、倫理観、地球的視野を身につけ、社会生活上の諸課題に取り組み、その能力を生涯にわたって開発し続けることができる」等がある。

この方針を踏まえ、学部・学科で学位授与方針を定めており、この方針には各学部等が個別に修得すべき学習成果も「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」に沿って定めている。

大学院及び法科大学院についても学位授与方針を定め、求める学習成果も記載している。しかしながら、文学研究科英語英米文学専攻、歴史学専攻、地理学専攻、心理学専攻において、修士課程と博士後期課程の学位授与方針の文言が近似した表現になっており、それぞれの課程の特徴・差異を踏まえて明示するよう、改善が望まれる。

これらの方針は、ホームページを通じて公表するほか、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては大学院要項に掲載し、学生への周知を図っている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針について、学士課程全体の方針を定めたうえで、各学部・学科等の方針を定めている。

各学部・学科の方針は、原則として「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の5項目で構成しており、学位授与方針と整合して概ね明確かつ適切に設定されている。

ネットワーク情報学部では、教育課程の編成・実施方針に記載している「学修成果の評価方法」について、学位授与方針の多面性も踏まえて、DPの項目毎に達成状況の評価するためのループリックを用意すること、4年次のコース毎の修了能力認定科目において、学修ポートフォリオやループリックを用いて修了基準を満たしているか評価を受けること、各学年の必修・選択必修演習科目において、形成的評価を受けることを適切に記載している。しかし、大半の学部では科目の履修や単位修得をもって学習成果を把握するとしており、具体的な評価方法を明確に記述していないことから、記述内容の更なる検討と充実が望まれる。

研究科についても、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。しかしながら、文学研究科修士課程歴史学専攻では教育課程の編成に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。また、法学研究科や文学研究科においても、「学修成果の評価方法」の項目では「厳格に審査」「公正な評価」「指導と助言を行う」等、具体的にどのような方法によって評価するのが

明示されておらず、必ずしも学習成果の評価方法として求められている内容ではないものが見受けられる。

法科大学院についても教育課程の編成・実施方針を定めているものの、法科大学院要項及びホームページにおいて、学習成果の評価方法に関する記載が見られないため、明示することが望まれる。

今後は、全学・各研究科において「学修成果の評価方法」の記載の有無や内容の検討を行うことが望まれる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学士課程では、教育課程を「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の4つの科目区分で編成している。「教養科目」は「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」「保健体育系科目」に区分し、学部専門教育につなぐ役割を担っている。また、初年次教育・高大接続への配慮として、「転換・導入科目」を設けている。例えば、そのなかの「専修大学入門ゼミナール」では、アカデミックスキルの修得を目指しており、全学部共通のテキスト『新・知のツールボックス』を新入生全員に配付し、授業において利用している。同科目群に配置されている「キャリア入門」では、独自の授業ツールとして「Webキャリアノート」を開発・活用したり、「融合領域科目」において2年次以降配当の「キャリア科目1」「キャリア科目2」が配置されているなど、大学が目指す方針に即した科目が編成されている。また、教養教育から学部専門教育に至るまで全学的に科目ナンバリングを導入し、教育課程の順次性・体系性を示している。

さらに、「全学カリキュラム協議会」において、科目ナンバリングの検証がなされている。くわえて、全学的にカリキュラム・マップを策定し、カリキュラムの可視化を行っている。そのほかに、例えば、ネットワーク情報学部では、教務委員会が中心となってカリキュラムチャートを作成するなど、学部としての取り組みを行い、教育課程の順次性・体系性を明らかにしている。

大学院については、コースワークとリサーチワークを組み合わせながら、学年進行につれて内容が高まるよう順次性・体系性に考慮した教育課程を編成している。例えば、文学研究科修士課程及び博士後期課程では、1年次にコースワークを中心に学習し、各課程2年次以降に、学位論文作成に向けた中間報告を複数回行うことを義務付けている。

法科大学院では、教育課程の編成・実施方針に即して全ての授業科目を「法律基本科目」「実務基礎科目」「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」の4区分に整理し、順次性・体系性を担保している。

各授業科目の内容及び方法の適切性の担保について、教員相互で他の教員のシラバスをチェックし、協議・調整を図ることとしている。加えて、「教育開発支援委員会」から、シラバスの記載内容が適正であるかといった観点から、担当教員以外の第三者による組織的なシラバスチェックの検討を依頼している。さらに、「教育開発支援委員会」によるシラバス作成に関するFDの実施や、学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会または教務委員会）によるカリキュラム・マップやカリキュラムチャート等を用いた授業科目の位置付けの適切性に関する確認等、必要な手立てが講じられている。ただし、上記以外に、シラバスに記載されている内容や水準が適正なものであるかについての多角的な検証も行うことも検討されたい。例えば、法科大学院では分野別認証評価の指摘を踏まえ、特定の科目を廃止したり、科目の新設を行ったりと、必要な措置を講じている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学部では単位の実質化を図るために、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。ただし、いずれの学部でも資格課程関連科目を上限の対象外としている。これにより文学部1年次及び2年次で一定の学生が上限を超えて履修しているものの、同学部では資格課程の履修者を対象とした資格課程ガイダンスを行い、説明を行っている。今後は、学生の学習の質の保証という観点により、単位の実質化を図る措置が適正であるか否かについて、測定した学習成果や教務課IR担当者による分析の結果等も交えながら検討することが望まれる。

シラバスは統一フォーマットを用いており、そこには、基本的な内容に加えて、予習・復習の内容及びそれに要する時間等を記載する項目や課題に対するフィードバックの方法に関する項目が必須項目として含まれている。さらに、2020（令和2）年度からは「卒業認定・学位授与の方針との関連」を追加するなど、教育・学習効果を高めるための必要な措置が講じられている。

履修指導について、年度初めに学年別のガイダンスを行ったり、クラス担任制度を設けたりと、学生の履修指導体制を整備している。成績不良者に対しては、個人面談やゼミナール等の必修科目を介して適宜個別指導を行っている。学部の取り組み事例として、法学部では、現役大学院学生が学業のみならず学生生活全般について学生の相談に乗る「アカデミック・コンシェルジュ」を配置しており、アカデミックアドバイジングに関する需要が高まる中、重要な取り組みである。大学院においては、副指導教員による指導も含めた集団的指導体制を設けるとともに、外国人留学生のためのチューター制度や日本語論文対策講座を設けている。

学生の主体的な学びを促す教育方法について、教育課程の編成・実施方針のなかで「教室内でのグループディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入する」と記載している。また、グループディスカッション等のアクティブラーニングについても、アクティブ・ラーニングの要素を含む授業はシラバスにその旨を記載することとしている。ICTツールとして、リアルタイムアンケートシステムやオンライン授業プラットフォームを全学的に導入し、双方向的な授業を可能にしている。ただし、リアルタイムアンケートシステムの利用は一部の教員にとどまっている。今後は、方針の通り、シラバス改善や授業アンケート、学生実態調査等のデータを含めた実施状況の把握・分析並びに更なる組織的なアクティブラーニングの推進が望まれる。

大学院教育については、一部の研究科・課程において、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールが定められていないため、これらを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価及び単位認定については、学則に明示するとともに、各学部『学修ガイドブック』において、単位制度の意義や単位の考え方と算定基準それぞれについて明示し、学生に周知している。

成績評価の厳格化のための措置として、GPA制度を設けるとともに、シラバス上で「到達目標」「講義計画」「成績評価方法・基準」を明示している。学生からの成績評価に関する異議申し立てに対しては、「カリキュラム委員会」または教務委員会が中心となって対応している。また、学部によっては、「カリキュラム委員会」または教務委員会において、各授業科目担当者に対して、シラバスどおりの成績評価を行っているかアンケート調査を実施したり、同一科目複数開講の科目については、担当者間で協議を行い、成績評価に客観性・厳格性が担保されるように努めたりするなど、適切な成績評価となるようさまざまな取り組みを行っている。

学位授与に係る責任体制及び手続は、学則及び学位規程において規定し、これに基づき、各学部教授会規程、各研究科委員会規程及び法科大学院教授会規程を定め、教授会及び大学院研究科委員会において審議している。また、大学院における大学院要項では、研究科ごとの学位論文審査基準を明記するとともに、学位授与までの諸手続を明記し、学生に周知している。例えば、経済学研究科では、学位論文審査基準のなかに、学位請求論文の審査体制、審査項目、審査方法を明示し、それによって学位審査及び修了認定を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断

できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部における学習成果は3層構造で設定しており、複雑なものに陥りやすい学習成果の構造を明確に示している。具体的には、第1階層（頂点）に21世紀ビジョンである「社会知性の開発」を据え、第2階層として「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4領域を、第3階層として第2階層それぞれの領域に対し2～6項目の能力を定めている。

学部における学位授与方針に示した学習成果の測定は、外部アセスメントテスト等を用いて行っているものの、その測定方法と学習成果の連関が不明瞭である。そのため、2021（令和3）年度に、「内部質保証推進委員会」のもとで定めた「アセスメントプラン」に基づき、学習成果を把握するための準備を進めている。また、学部においてカリキュラム・マップの策定を進めており、各学部学科の学位授与方針に示した第2階層の学習成果と、各授業科目をマトリクス形式で表現することで、各科目が学位授与方針の達成にどう寄与しているのかを把握することが可能になる様式となっている。策定にあたり、第2階層の学習成果と各授業科目の対応状況を可視化し、整合性を確認したとしているが、そのチェックは妥当なものなのかを検証できる仕組みが整備されないかぎり、形式的なものにとどまる恐れがある。今後の運用では、整合性の確認が形式的なものにとどまらず、有効な意義を発揮していくよう留意されたい。

上述した「アセスメントプラン」の運用は、各学部等における3つの方針の改正及び上記のカリキュラム・マップの完成が完了する2022（令和4）年度を予定している。3つの方針改定と合わせたアセスメントプランの策定は非常に重要であり、実質的な取り組みになることが期待される。

また、ネットワーク情報学部では、2022（令和4）年度からルーブリックの導入を検討し、「ネットワーク情報学部教務委員会」にて具体的な内容を検討し、試作・試行している段階である。今後は、「アセスメントプラン」、カリキュラム・マップ、ルーブリックを中心に、各学部学科の学位授与方針に示した学習成果を測定することが期待される。

全研究科において学位授与方針に示された学習成果については、学位授与方針に基づいた論文審査基準を用い、論文審査により測定している。

法科大学院については、授業の成績評価、授業に付随する授業評価アンケートやクラス担任との面談、授業外での教員との質疑応答やレポート課題の提出等、アカデミックアドバイザーとの学習等で行っているとするものの、学位授与方針に示した学習成果との関連性が不明瞭であることから、学位授与方針に示した学習成果を適切な方法で測定することが求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各学部・研究科、全学共通・教養教育、資格関連科目、二部教育それぞれについて、「機関別自己点検・評価実施委員会」において定期的に自己点検・評価を行い、活動状況は「自己点検・評価委員会」が『自己点検・評価報告書』として取りまとめ、学長へ報告している。

「内部質保証推進委員会」は、『自己点検・評価報告書』及び教務課IR担当からの報告等を通じて、大学全体の「目標・計画等」の適切性・有効性の検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、同委員会は、各学部・学科の学位授与方針について検証し、中央教育審議会等の議論も踏まえ、3つの方針の改正及び「アセスメントプラン」の策定へとつなげている。

そのほか、研究科の取り組みとして、大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会による大学院授業評価アンケート及び教員アンケートの結果に基づき、各指導教員が点検・評価を行っている。

また、法科大学院では、講義を担当する全教員に対して、講義期間中及び講義終了後に、自己点検シートの作成及び提出を求めるなど、組織的に改善・向上に向けた取り組みを推進している。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

法科大学院では、2019（平成 31）年度に教育課程連携協議会を設置している。メンバー構成は、法科大学院長を委員長とし、学長が指名する教員その他の職員1名、法科大学院の課程に係る職業に就いている者等1名、学外者で学長が必要と認める者1名の計4名となっている。

『法科大学院自己評価書』に対して、同協議会メンバーは意見書を作成し、委員長、オブザーバーとの間で意見交換の場を設けている。その場では、成績評価のより一層の厳格性の確保、それぞれの学生に対して更に緻密な指導の必要性等に関して意見が出された。それらの観点についての確認を行うため、授業担当教員全員に対する自己点検シートの作成を求めることにより、各教員による改善を促し、その改善の結果については、次期の自己点検シートにおいて確認するようにしている。また、このほか、定期試験過去問の公表、学生に対するアンケート項目の追加、アンケート結果に対する教員のフィードバックの措置等を組織的に実施している。

以上のことから、教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させていると判断

できる。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針に、文学研究科修士課程歴史学専攻では教育課程の編成に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) 法科大学院における学位授与方針に示した学習成果について、測定方法と学位授与方針に示した学習成果との連関性が不明瞭であることから、学位授与方針に示した学習成果を適切な方法で測定するよう、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 経済学研究科博士後期課程、法学研究科博士後期課程、文学研究科修士課程及び同博士後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールが定められていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学士課程全体の方針を設定しており、教育目標である「社会知性の開発」に向けた教育を行うために、多様な入学者選抜の方式により、大学入学までの教育課程において「本学での学修の基礎となる知識と技能」「社会の諸課題の解決に取り組むための思考力やコミュニケーション能力」「主体性を持って社会知性の開発を目指す態度」を身につけている人材を求める、と定めている。各学部・学科における学生の受け入れ方針は、上記の方針に基づき、学部・学科ごとに定め、入学希望者に求める入学前の学習歴、学力水準、関心・意欲、資質・能力等の人物像、入学希望者に求める水準等の判定基準を明確に示している。

研究科の学生の受け入れ方針は、各研究科の専攻単位で設定しており、求める学生像として入学者に求める資質・能力等を明示している。法科大学院についても学生の受け入れ方針を定めているものの、同方針には学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示していないため改善が望まれる。

これらの方針は、各学部・研究科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針と整合した内容になっている。さらに、方針の公表についてはホームページ、学生募集要項等で適切に行っている。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切

に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部・学科では、入学者選抜について、学生の受け入れ方針に沿って、多様な学生を入学させて大学教育を活性化させるために、「大学入学共通テスト利用入学試験」、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、「AO入試」、日本国籍保有者や永住者で海外修学経験者を対象とする「帰国生入学試験」等さまざまな入学者選抜制度を設けている。

研究科の入学者選抜においても、学生の受け入れ方針に基づいた入学者選抜を実施している。具体的事例として、経済学研究科修士課程の入学試験の方式は、「英語」「筆記試験」「口述試験」によるA方式、「筆記試験」「口述試験」によるB方式、「研究計画書」「口述試験」によるC方式、筆記試験を資格（経済学検定試験の成績）によって免除し「口述試験」によって行うD方式の4つがある。また、同博士後期課程の入学者選抜は、「外国語」「口述試験」を組み合わせる方式を採用しており、こちらも学生の受け入れ方針で求められている学生像を評価・判定する適切な試験形態になっている。

法科大学院の入学試験について、法学未修者と法学既修者の募集を年4回実施している。各期において、合格者全員をスカラシップ入試奨学生に採用する「スカラシップ入試」と「一般入試」を実施している。また、法学未修者にあつては、志望理由書等を中心とする書類での評価と読解力、理解力等を確認するための小論文により学力の判定を行っている。法学既修者では書類審査に加えて憲法・民法・刑法については論文により、法的知識、理解力等を確認し、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については短答式試験を実施している。

入学者選抜の運営体制について、学部全般の入学試験を実施し、入学試験制度及び入学試験方法に関する諸施策を審議・立案するための機関として、「入学試験委員会」を設置し、入学者選抜全般を担っている。

同委員会は、各学部独自の入学試験制度及び方法と、全学的な入学試験制度及び実施体制との調整に関する事項も取り扱っている。「入学試験委員会」が審議した事項のうち重要なものは、各学部教授会の承認により決定する。また、各学部においても、各学部の教授会規程に基づき、学部の判断で「入学試験委員会」を組織し、入学者選抜実施のための体制を整備している。ただし、学部の判断で設置することから、各学部の「入学試験委員会」そのものに関する規程は定められていない。各学部の学生の受け入れ体制における教授会と「入学試験委員会」の役割分担や責任の所在を明確にするためにも、規定化することが望まれる。

研究科での入学試験の実施は、大学院委員会において審議・決定している。法科大学院では、入学試験判定、制度の在り方等を検討するため、「入試広報委員会」を設け検討している。合否判定についても「法科大学院入学試験判定会」を開催して、従前の試験との比較等を行って合否の原案を作成し、法科大学院教授

会において決定している。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、『専修大学入学ガイド』やホームページ等を通じて適切に行っている。

公正な入学者選抜の実施に向けて、学部や大学院のそれぞれの入学試験において「監督要領」を作成し、監督者に対し公平な入学試験実施の周知・徹底を図っている。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施するために、障がい等により受験上特別の配慮を必要とする入学希望者に対しては、「障がい学生支援室」が中心となり対応している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の入学定員と収容定員は、大学設置基準に基づき、教員組織、校地・校舎等の施設・設備その他教育上の諸条件を総合的に考慮して、適切に設定している。入学定員の管理の1つとして、繰上合格制度を導入している。また、収容定員に対する在籍学生数比率の適切な管理を目的に、「転部科試験」の実施や低単位修得者に対する対策を実施し、退学者・除籍者の抑制を図っている。

学士課程全体の入学者数について、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は適切である。学部・学科の入学者数についても、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は全ての学部・学科（二部を除く）で適切である。学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率についても、2020（令和2）年度は適切である。

研究科の収容定員に対する在籍学生数比率について、一部の研究科・課程で低くなっていることから、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が望まれる。博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は適切である。なお、こうした大学院の収容定員が抱える問題に対して、各研究科が対策を実施している。例えば経済学研究科では、「大学院進学志望者の学修ニーズに対応した教育課程の編成について」を自己点検・評価項目として設定し、「議論を深め、教育課程編成に向けた案作成を目指す」という達成目標に向けて活動している。法学研究科では、多様な入学者を確保するため、筆記試験を廃止し、出願書類をもとに口述試験のみを行うなど、入学試験改革を行っている。

法科大学院についても、法務研究科の収容定員充足率は適切である。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、そ

の結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生募集及び入学者選抜については、学士課程全体としては「入学試験委員会」において、各学部については、各学部教授会及び各学部の「入学試験委員会」において定期的に点検・評価を行っている。各学部では、例年全ての入学試験終了後に、各学部「入学試験委員会」が当該年度の入学試験の結果、志願者動向、入学後のGPA・修得単位数や学修行動を分析し、各学部教授会にフィードバックしている。その結果に基づき、入学試験別募集定員の設定、入学試験制度の新設及び廃止、入学試験科目の変更等の検討を行っている。ここで行われた自己点検・評価は、「機関別自己点検・評価実施委員会」の1つである「入学試験関係自己点検・評価実施委員会」で統括し、「自己点検・評価委員会」へ報告している。

また、「入学試験関係自己点検・評価実施委員会」としての点検・評価でも、「高大接続改革への対応」「入学試験の実施に関する負担軽減」「学生募集強化」を委員会で必要として判断した点検・評価項目とし、「達成目標」及び「評価の視点」を掲げて行っている。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程で 0.30、法学研究科修士課程では 0.36 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像については、「教職員人材育成方針」において、大学として求める教職員像を、「21 世紀ビジョン『社会知性 (Socio-Intelligence) の開発』について十分に理解するとともに、日々、その実現に必要な能力の研鑽に努め、学生への教授・支援を通じた有為な人材の輩出に資することができる者」と定めている。そのうえで、大学の目的及び学部及び学科の研究教育上の目的を実現するため、「人格、教授能力、教育業績、研究業績、学界並びに社会における活動等」を必要とすることを、大学として求める教員像と位置付けている。

学部・研究科における教員組織の編制に関する方針については策定していないことから、今後策定することが望まれる。なお、毎年度の教員採用に際し、必要な分野・職位構成、年齢構成・国際性・性別バランス、各教員の役割や連携の在

り方等について、学部長、研究科長、法科大学院長及び教養系科目運営委員長と協議・確認して、教員組織を編制している。

法科大学院についても、教育組織の編制方針が策定されていないため、今後、策定することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織の編制について、各学部・大学院研究科・法科大学院の教員数は、大学及び大学院設置基準、専門職大学院設置基準を満たしている。専門職大学院における実務家教員数も専門職大学院設置基準を満たしている。

教員組織の年齢構成について、大学全体、各学部において著しい偏りは見られない。ただし、経済学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程及び法務研究科専門職学位課程では 60 歳～69 歳の専任教員が半数を超えている。教員の男女比、国際性には偏りが見られるものの、教員の多様性に配慮した教員組織編制に努めている。

以上のことから、教育研究上必要な規模の教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等に係る基準及び手続について、「教員資格審議規程」「教員資格審査委員会規程」「助教規程」「特任教員規程」「客員教員規程」「外国語特任講師規程」等の諸規程に採用、昇任等の手続を明記している。兼任教員については、専任教員採用と同等の業績審査を行っている。

法科大学院教員の採用、昇任について、「法科大学院教員資格審議規程」「法科大学院教員資格審議委員会規程」「法科大学院実務家教員任用規程」等に基準及び手続を明記しており、採用・昇任時には教授会のもとに置かれる選考委員会が審議し、「法科大学院資格審査委員会」での審議を経て、教授会審議により決定している。

採用・昇任等の手続は、上記諸規程に基づき公正に行われている。募集については、専任教員の採用が必要になった場合は、専門科目であれば当該学部長から、教養科目であれば教養系科目運営委員長から、教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程であれば教職課程協議会委員長から、学長宛に「採用計画書」を提出したうえで、各種会議において採用枠を承認し、公募等の方法により公正に行っている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の能力向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につながるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動として、新任教員説明会の実施、「教育開発支援委員会」による広報誌の発行、FD研修会の実施等の取り組みを行っている。新任教員説明会は一定の参加者があり、「教育開発支援委員会」が授業のツールボックスや、大学ポータルシステム、リアルタイムアンケートシステム及び視聴覚機器の利用について、「情報科学センター」が授業支援システムの利用について説明を行っている。「教育開発支援委員会」による広報誌では、外部アセスメントテスト及び卒業生アンケートの分析結果、学習成果の検証、問題解決型授業等、教育内容・方法等の改善に資する内容を掲載して、年度内に2回発行している。FD研修会では、「講義要項（シラバス）作成について」「ルーブリック活用について」等をテーマに、2019（令和元）年度中に3回、2020（令和2）年度中に1回開催し、一定以上の教員が参加している。FD活動への教員の参加率は年々上昇しているものの、未だに参加率が半数を割るものもある。参加率が低い取り組みに対しては、教授会の開催日に併せてFD活動も行うなどの日程調整を行い、参加率を上昇させるよう取り組んでいる。

これら学部のFD活動は「教育開発支援委員会」が統括し、組織的に行っている。

研究科におけるFD活動について、大学院学則に基づき、大学院のFD活動に必要な事項に関する「専修大学大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」を定め、「大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置している。同委員会の主たる所掌事項は、「FDの企画及び実施に関すること」「FDに関する情報を収集すること」等である。具体的な活動として、「大学院授業アンケート」「教員アンケート」「コロナ禍における授業運営形態のアンケート」を行っているものの、これらの結果は集計・共有するのみであり、改善の取り組みはそれぞれの教員に委ねているため、組織的に教育改善に関するFDを行うよう、改善が望まれる。法科大学院においては、「専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」を定め、「法科大学院FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を組織し、同委員会のもと教育内容・方法改善を目的とした研究会を年に2回開催している。研究会の開催方法について、2019（令和元）年度より、専任教員への事前アンケートを踏まえたディスカッション方式を採用し、組織的に教育内容・方法改善について検討する機会としている。また、2018（平成30）年度より、自己点検シートにFD関連項目を追加し、教員のFDに対する意識向上を目指している。さらに、学期ごとに学生による授業改善アンケート、教員相互間の授業参観を実施し、教員の質向上を目指している。

教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や質向上を図るために、専任教員を海外または国内の学術研究機関で研究に専念させる「研究員制度」、専任教員の研究を推進させる「研究助成制度」「大学院公開講座」、経済学研究科主催の「政策科学シンポジウム」等を行っている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性について、学部長・研究科長のもとで、毎年度必要な分野・職位構成、年齢構成・国際性・性別バランス、研究業績、各教員の役割や連携の在り方等について、自組織の教員編制を検証している。

法科大学院では、自己点検・評価を行った結果を「自己点検・評価委員会」に報告し、『自己点検・評価報告書』を作成している。その際に、教員・教員組織についても点検・評価を行っている。

各学部・研究科の教員組織の改善・向上例について、2020（令和2）年度に行われた新学部・学科設置、商学部の神田移転の際には、学部間の教員組織を検証し、より教員組織の改善・向上が必要な学部を採用人事枠を移行させるなどの措置をとった。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する大学としての方針は、「学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を行うことで、21世紀ビジョンに掲げる『社会知性』を備えた人材を育成する」というものである。また、具体的な学生支援として、「修学支援」「生活支援」「キャリア支援」「進路支援」「その他の支援」の5区分を定め網羅的に行うという方針も示されている。

この方針は、2015（平成27）年から2016（平成28）年度に行った自己点検・評価活動において策定され、策定内容については学長へ報告するとともに、「学部長会」「常勤役員会」及び「大学院委員会」において報告している。教職員には学内の会議体や、方針が記載された『自己点検・評価報告書』の配付という形で周知している。また、この『自己点検・評価報告書』はホームページにも掲載し、学内外にも示している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針が明示されていると判断できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の方針に基づき、修学支援として、各学部において1年次には、クラス担任制を導入し助言を行っている。また、オフィスアワーを設け学生の質問や相談に応じている。

正課外の補習教育として「エクステンションセンター」や「国際交流センター」等が主催する課外講座を多数用意している。また、成績不振の学生に対する対応として、各学部で修得すべき単位数を定め、本人または保証人に対し状況の報告を行い、面談の機会を設けるといった対応を行っている。留年者、休学者及び退学者の状況については、教務部及び二部事務部並びに学部と情報の共有がなされている。また、学生相談室や保健室といった学内関連部署とも連携しながら支援を行っている。

留学生等に対し、「国際交流センター」が生活面やビザ取り扱いに関してきめ細かい支援を行っている。障がいのある学生に対しては、組織的な支援を推進するため、「障がい学生支援室委員会」及び「障がい学生支援室」を設置し体制を整備している。

経済的支援として、独自の奨学金を設け、大学内において教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事することによりその労働対価を得る「学内ワークスタディ制度」を実施している。また、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、既存の経済支援奨学生制度に加え、緊急支援奨学金制度等の経済的支援を実施している。

生活支援のため、「学生相談室規程」に基づき学生相談室が「心理的成長に関する課題を抱える学生への支援」「大学生活にうまく適応できない学生への支援」を中心に対応している。学生相談室は神田・生田キャンパスともに設置され、学生相談室長、学生相談員、カウンセラー及びインテーカーを配置し支援体制を整え、保健室との定期的な連絡協議会を通じて連携・対応している。学生のみならず保護者からの相談にもカウンセラーを中心に対応し、無料法律相談や「ラーニング・カフェ」の開催等、さまざまな取り組みを行っている。

ハラスメント防止のため、「キャンパス・ハラスメント防止規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を制定し、「キャンパス・ハラスメント対策室」を設置している。また、学生生活課内の部局として、ハラスメントに専門的に対応する事務局を常設し、教職員・学生・学生団体やその顧問・監督等に対して、リーフレット配付、研修会の実施等による啓発活動や実態把握のためのアンケート調査を行っている。

進路支援として、「キャリア形成支援」「就職支援」及び「資格・採用試験支援」

の3つからなる「トリプル・サポートシステム」を整備している。「キャリア形成支援」においては入学直後から働き方を考え、社会に触れる機会を与えている。例えば、学生が考えたビジネスモデルを競う「ベンチャービジネスコンテスト」、リーダーシップの基礎を身につける「専修リーダーシップ開発プログラム」を行っている。「就職支援」においては、3年次以降からの就職活動に向けて多彩な就職対策講座や個別相談、模擬面接を提供している。「資格・採用試験支援」においては、法曹・公認会計士・公務員等の試験に向け、1年次から学習を始められる大学独自のカリキュラムを組み、個別指導体制も整備して支援している。2016（平成 28）年度以降司法試験及び公認会計士試験合格者数は増加しており、一定の効果を発揮している。さらに、2020（令和 2）年度は「キャリアセンター事務部キャリア形成支援課」のもと、より一層細かなサポートを行う体制を整備し、新体制のもとでは予約不要の就職相談ができるなど、学生の利便性を高め、ニーズに沿った段階的な支援を実施していることは、評価できる。

博士後期課程においては、在籍学生の教授能力を培うため、学会に所属して研究会で積極的に報告をさせるなど、アウトプットによる能力を向上させる試みを積極的に実践している。また、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）採用枠を確保し、教授スキルの涵養を促している。大学院には任期制助手採用制度があり、教授能力の有効な涵養機会としている。

その他の支援として、学生の正課外活動を充実させるための支援がある。学生自治会傘下の公認団体を中心に随時、活動場所、発表の場、特別な活動に対する援助金の提供により支援を行っている。ボランティア活動に関しては、学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し、学生ボランティア団体に対し助言を行っている。学生部が行う支援活動として、「災害ボランティア講座」「点字・手話講習会」等を実施している。また、厚生施設としてセミナーハウスを7か所運用しており、ゼミナール合宿、サークル活動、観光等さまざまな用途で利用が可能となっている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性について、「機関別自己点検・評価実施委員会」の1つである「学生生活関係自己点検・評価実施委員会」「就職指導関係自己点検・評価実施委員会」「キャリアデザイン関係自己点検・評価実施委員会」が自己点検・評価を行っている。

点検・評価の方法として、各種委員会が必要と判断した点検・評価項目に基づいて「達成目標」及び「評価の視点」を設定して行っている。例えば、「学生生活関係自己点検・評価実施委員会」では、「学生の健康維持及び事故防止」「正課

外活動の支援体制」等の「達成目標」を掲げている。「就職指導関係自己点検・評価実施委員会」では、「学生個々の特性や志向を踏まえた就職相談の実施」「企業及び地方自治体との連携強化」「学生にとって効率的な情報発信」等の達成目標を、「キャリアデザイン関係自己点検・評価実施委員会」では、「各プログラムの拡充及び教育効果の再検証とキャリア教育に関する履修モデルの提示」「インターンシッププログラムの充実」等の達成目標を掲げている。

当期の自己点検・評価活動で得られた「長所・特色」「問題点」を踏まえ、次期の「達成目標」「評価の視点」を設定することにより、改善・向上へとつなげている。

以上のことから、自己点検・評価及び改善・向上の取り組みを行っているとは判断することができる。

＜提言＞

長所

- 1) 進路支援として、「キャリア形成支援」「就職支援」及び「資格・採用試験支援」の3つからなる「トリプル・サポートシステム」を整備している。「キャリア形成支援」においては入学直後から働き方を考え、社会に触れる機会を与え、その後の「就職支援」においては、3年次以降からの就職活動に向けて多彩な就職対策講座等を提供している。「資格・採用試験支援」においては、各種試験に向け、1年次から学習を始められる大学独自のカリキュラムを組み、個別指導体制も整備している。さらに、2020（令和2）年度は「キャリアセンター事務部キャリア形成支援課」のもと、より一層細かなサポートを行う体制を整備し、予約不要の就職相談ができるなど学生の利便性を高め、ニーズに沿った段階的な支援を実施していることは、評価できる。

8 教育研究等環境

＜概評＞

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

21世紀のビジョン「社会知性の開発」を推進するため、大学の理念である「学生を基本に据えた大学づくり」を教育研究環境整備の基本方針としている。ただし、学生の学習や教員による教育研究活動を十分に行うため、「学生を基本に据えた大学づくり」の文言にとどまらない詳細な方針を策定することが望まれる。

2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5か年の事業推進の指針として「確たる大学基盤の整備」を掲げ、各年度の事業計画に基づき、神田キャンパス等の整備を進めた。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

都市型の神田キャンパスと郊外型の生田キャンパスの2つを有し、校地・校舎面積は、大学及び大学院設置基準や関係法令等が定める基準を満たしている。また、生田キャンパス付近にサテライトキャンパスを設置するほか、長野、山梨、神奈川、千葉の各県にセミナーハウスや研修施設を有している。

基本方針である「学生を基本に据えた大学づくり」のもと、事業計画推進の指針である「確たる大学基盤の整備」の要とする事業として、知の発信拠点としての役割を担うべく神田キャンパスにて研究室を増室したり、神田キャンパス10号館が建設されるなど、整備が進みつつある。

新校舎を整備するうえでは、「どこでもアクティブラーニング」をテーマとし、神田5号館、10号館の共用部には、学生が自由に自習やディスカッションができる空間が設けられ、大学ネットワークにつながったパソコンを適宜配置している。ゼミナール室等については、自由配置可能な机椅子を採用し、ホワイトボード等プロジェクター投影可能な個所を多くし、さまざまな学習スタイルに対応可能としている。

バリアフリーへの対応に関しては、神田・生田両キャンパスの新築・改修に際し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、自治体の条例等に準拠した整備計画を進めている。

施設の安全管理、防犯対策については、二部(夜間)授業、正課外講座、サークル活動により夜間まで学生・教職員の利用があり、両キャンパスともに開放型キャンパスで地域住民等の利用もあるため、大学職員のほか、守衛員、設備管理員による巡回、キャンパス内各所に設置された複数の防犯カメラ等によって対処している。

以上のように教育研究活動に必要な施設及び設備を整備し、環境を整えている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

神田キャンパス及び生田キャンパスにそれぞれ図書館を置き、図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料等、十分な学術情報資料を整備している。図書館座席については、十分な座席を確保している。神田キャンパス及び生田キャンパスの図書館には、司書資格を有する職員を複数名適切に配置しているほか、ラーニングコモンズにも職員を配置している。

さらに、図書館利用ガイダンスを毎学期開催し、利用方法や蔵書検索等の解説を1年次の授業科目である「専修大学入門ゼミナール」にて行っているほか、図

書館、学術情報サービスを提供するための体制を適切に運用している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究活動の促進のために、「教員個人研究費取扱要領」に基づき、個人研究費は、全専任教員に一律に支給している。また、専任教員の一層の研究促進や研究成果の刊行を支援することを目的として、学内研究助成や図書刊行助成の制度を設けているが、これらは、研究計画の申請と審査を経て決定される競争的研究費となっている。

そのほかに、外部資金獲得のための支援策として、「科研費応募説明会」を開催するとともに、科学研究費助成事業に研究代表者として応募し、不採択となった場合に学内研究助成の対象となる申請区分を設けている。

また、教員の教育支援のために、チューデント・アシスタントやティーチング・アシスタント等を配置している。研究室の整備についても、全専任教員に対しては個室、助教及び特任教授は共同研究室を整備している。

さらに、日本で新型コロナウイルス感染症の流行が見られ始めた 2020（令和 2）年 3 月末の時点で、2020（令和 2）年度前期の授業開始を控えた教員に向けて、オンライン遠隔授業を実施するうえで知っておくべき知識やスキル、授業方法をまとめた「オンライン授業を展開するための簡易ガイド」を「情報科学研究所」が作成した。また、同研究所ホームページにおいて学外にも公開し、多くの大学関係者の間で参考とされた。非常事態でも良好な教育環境を整えるべく迅速に対応し、学内のみならず学外へもその成果を還元した点は、高く評価できる。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を整備し、教育研究活動を促進しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究活動における不正行為等の防止のために、「研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」及び「公的研究費の運営及び管理規程」に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施している。

しかしながら、研究倫理を遵守するための規程等については、2021（令和 3）年度現在制定に向けて準備中であり、また、研究倫理に関する学内審査機関についても、上記準備中の規程のもとで、より適切な審査実施体制の整備を進めており、今後の着実な実施が期待される。

大学院学生に対しては、新入生に外部団体が主催する研究倫理講座を受講する

よう指導し、講座の修了証書を提出させている。また、受講状況は大学院委員会にて確認している。学部学生に対しては、ゼミナール等の指導教授を通じて研究倫理を遵守するように指導している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究の環境整備のうち、図書館及び学術情報サービスに関する定期的な点検・評価に関しては、「機関別自己点検・評価実施委員会」の1つである「図書館自己点検・評価実施委員会」が行い、ICT環境については、「情報科学センター関係自己点検・評価実施委員会」が行うなど、内部質保証プロセスのなかで適切に実施している。また、これらの委員会では委員会で判断した点検・評価項目及びそれに対する「達成目標」「評価の視点」を設けている。例えば、「情報科学センター関係自己点検・評価実施委員会」では、「利用者の要望に配慮した教育研究用ICT環境の適切な整備・運用」「教育研究のためのICT環境の利用促進」「情報処理に関する学習機会の適切な提供」の3点を達成目標としており、適切である。

点検・評価を踏まえた改善事例として、「情報科学センター」の「利用者の要望に配慮した教育研究用ICT環境の適切な整備・運用」をテーマにした取り組み事例では、「教育開発支援委員会」と共同でワーキンググループを設置し、各研究組織及び教員に対するアンケートを実施し、利用者の利便性の向上を図った。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

<提言>

長所

- 1) 日本で新型コロナウイルス感染症の流行が見られ始めた 2020（令和2）年3月末の時点で、2020（令和2）年度前期の授業開始を控えた教員に向けて、オンライン遠隔授業を実施するうえで知っておくべき知識やスキル、授業方法等をまとめた「オンライン授業を展開するための簡易ガイド」を「情報科学研究所」が作成した。また、同研究所ホームページにおいて学外にも公開し、多くの大学関係者の間で参考とされた。非常事態でも良好な教育環境を整えるべく迅速に対応し、学内のみならず学外へもその成果を還元した点は、評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として、「21 世紀ビジョン『社会知性の開発』の具現化をめざし、本学の研究力による『知』や、学生が生み出す『知』をはじめ、さまざまな大学の知的資産を積極的に社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会に貢献し、社会の進むべき方向を示していくこと」としている。また、当該方針には、「産官学連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの区分を中心に、社会連携・社会貢献活動を行うことを記載し、ホームページで公開している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するため、社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示していると判断できる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

前述の社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、「学外組織との適切な連携体制」「社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進」「地域交流、国際交流事業への参加」に関する取り組みを進めている。

まず、「学外組織との適切な連携体制」について、自治体と協定を結んでおり、例えば、神奈川県川崎市との連携・協力においては、双方が協力して実施する事業を「KS パートナiership・プログラム」と位置付け、知的資産を地域社会に向けて発信し、市民や市内の企業及び公共的団体との連携活動を進めている。また、当該プログラムの推進を目的として、「KS パートナiership・プログラム連絡協議会」を設置し、意見交換の場を毎年度設けている。ほかにも、小田急電鉄株式会社や川崎商工会議所といった産業界との連携や、東京都との連携事業も行っている。さらに、東京都以外の複数の自治体との就職支援協定や、高等学校との高大連携協定を締結している。

次に、「社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進」「地域交流、国際交流事業への参加」について、社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信並びに学内外の調整に関することや、「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進を図ることを目的とした「社会連携推進委員会」を設置している。また、社会連携・社会貢献事業を円滑に進めるために、「推進協力員」を学内の他機関に置き、各機関で把握している社会連携・社会貢献に関する活動の状況を収集させている。「推進協力員」が収集した情報は「社会連携推進委員会」に提供する体制を整備している。この体制のもとで、「産学官連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの柱に関する活動が展開されている。例えば、キャリアデザインセンターが実施する「課

題解決型インターンシップ」(地域の企業や団体、商店街が抱える課題にチームで主体的に取り組み、チームメンバーや企業・団体の方と協力しながら、解決策を提案する大学独自の長期インターンシッププログラム)、「社会知性開発研究センター」が展開する国際社会と連携したプロジェクトの取り組み等が進められている。

こうした取り組みの成果は、展示会への出展や広報物の制作、合同研究会や公開講座の開催、スポーツ教室や留学生が小・中学校を訪問しての交流会等、さまざまな形で社会に還元している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性について、全学的には、「機関別自己点検・評価実施委員会」の1つである「社会連携関係自己点検・評価実施委員会」が点検・評価を行っている。各機関レベルでは各機関(学部・研究科、研究所、センター等)の「自己点検・評価実施委員会」が定期的に自己点検・評価を行っている。そして、「社会連携推進委員会」では、「推進協力員」が整理・提供する情報を踏まえて自己点検・評価を行っている。

全学及び各機関において実施した自己点検・評価の結果は、最終的に『自己点検評価・報告書』等にまとめている。

他方で、全学と各機関との自己点検・評価における連携、「社会連携推進委員会」や「推進協力員」の役割が不明瞭な部分がある。それぞれの領域におけるそれぞれの取り組みは充実しているが、組織的な見地から効果的・効率的な運用になるよう、点検・評価及び改善・向上の活動を進めることが期待される。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営の方針として、事業計画のなかで記載している「確たる大学基盤の整備」を指すとしているものの、これは事業推進のための指針にとどまっていることから、大学運営に関わる方針を策定することが望まれる。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、こ

これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長は、「学長選任に関する規程」に基づき、理事会において選任することを、「寄附行為」において規定している。また、学長の権限は学則において、「学長は、大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する」と規定している。また、学長は、学校法人の理事及び評議員となることが規定されているほか、「常勤役員会規程」において、常勤役員会の構成員とされ、学校法人の運営にも携わっている。

学長は、「専修大学長を補佐する副学長に関する取扱い内規」に基づき、必要と認めたときに副学長を置くことができ、副学長の職務は内規により「学長の命により、学長が主宰する会議等の運営を担い、意見を述べることができる」と規定している。また、副学長は、学校法人の理事及び評議員に選任されている。

学部長は、学則において、学部を主管することを規定している。学部長が出席する学部長会では、主に学術の研究、教育及び教員の人事等に関する方針を審議するほか、各学部間の連絡調整を図る機関としても機能している。

研究科長・法科大学院長は、それぞれ、研究科委員会・法科大学院教授会の議長となることを各研究科委員会規程及び法科大学院教授会規程によって定めている。

大学の意思決定においては、「教授会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする」と定め、最終的な決定を行う学長に対し、各教授会は意見を述べる関係にあることを明確にしている。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任を明確にするため寄附行為では、理事会を「法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事長を「法人を代表し、その業務を総理する」と規定しており、理事会を最終的な意思決定機関と位置付け、理事長が最高執行責任者としてその権限と責任を有していることを明確にしている。学則により、学長は「大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する」と、理事長と学長の権限と責任は明確化されている。また、業務の適正な運営を図るため、法人は常勤役員会を設置している。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた大学運営を行っている判断できる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、「経理規程」及び「予算統制規則」等に定めている。予算編成にあたっては、理事長が予算会議等を経て基本方針を決定し、その方針に沿って予算責任者（事務分掌上の所管長）は予算要求を行う。その予算要求を受けて経理責任者（経理部長）は財務統轄責任者（財務担当理事）の調整方針に基

づき、予算原案を作成する。この予算原案が予算会議に付議された後、予算案として評議員会の意見聴取、理事会での審議のうえ、予算として決定する。予算会議は、理事長、学長、常勤理事及び経理責任者で構成している。予算編成上の基本方針を定めることで、法人全体の方針に基づいた予算編成を可能としている。

予算執行については、「経理規程」「予算統制規則」及び「会計帳簿処理規則」等に定めている。そこで予算執行額に応じて決裁者を定めるなど細かく定めている。

予算執行における透明性については、監事監査、監査室監査及び公認会計士監査の三様監査により、執行状況を監査することにより、透明性を確保している。また、監事は私立学校法等に基づき、監査を行い、監査報告を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を行っており、予算執行における透明性も確保されていると判断することができる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、「事務組織規則」に定めており、各事務組織は「事務分掌規程」により定められた事務分掌により、事務機能を分担している。

職員の採用は、「職員就業規則」により常勤役員会の審査を経て、理事長が決定している。新規採用については、退職者数を勘案して採用数を毎年度算出し、常勤役員会の承認を得て採用者数を確定している。また、中途採用については、近年、専門性の高い人材を確保する必要性も増加しており、必要な人材の採用を適宜行っている。

職員の適正な業務評価と処遇改善のための人事考課制度を導入している。その制度については「人事考課結果の処遇反映について」で詳細を示している。職員の昇格も、この人事考課制度にその基準を示している。人事考課制度で定めた職位ごとの昇格条件を満たした昇格候補者のなかから、能力を重視し、常勤役員で検討、理事長が決定している。また、現担当業務の適性についての自己申告制度もあり、職員個人を多面的に判断する資料として活用している。

業務内容の多様化及び専門化に対応する職員体制の整備については、適宜、事務組織体制や各所管の事務分掌の見直しを行い対応している。

大学運営における教員と職員の協働の事例として、「学部長会」等の教学の諸会議では、役職職員が担当事務所管として出席し、会議運営や諸課題の検討に携わっている。また、個人情報保護やキャンパス・ハラスメント等全学的課題に関しては、委員会の構成メンバーとして職員も課題解決に携わっている。その他、特定の課題解決のため教職協働が行われている。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、そ

の他大学運営に必要な事務組織を設けており、機能していると判断することができる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

「教職員人材育成方針」及び「スタッフ・ディベロップメント実施方針」に基づき、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を行っている。SDは教職員を対象に、目的別研修・階層別研修及び自己啓発研修の3つを柱とし、「スタッフ・ディベロップメント計画表」を基本に行っている。事務職員には「職員研修日程」を作成して階層別研修も行っている。また、それ以外にも、その時の状況に合わせたタイムリーな題材によるSDを行っており、一定以上の参加者がいる。

このほかに自己啓発に資する通信教育講座・通学型講座の開講、他機関主催研修の周知及び参加促進を行っている。

これらの取り組みから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策が講じられていると判断することができる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度の5年間は、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据えて、7つの事業領域を中心に大学基盤の整備を進めており、指針に基づき事業領域ごとに定めた中期的な到達目標を念頭に年度ごとの事業計画を策定し、各事業年度終了後には事業報告により成果の確認と課題整理を行っている。さらに、2020（令和 2）年度には、2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度までの事業推進状況を踏まえ事業の今後の見通しや改善方法等を検討するため、3か年の事業達成状況評価を実施している。

業務の適正な執行を図るとともに、法人の健全なる発展及び経営の信頼性向上に資することを目的とし、「内部監査規程」に基づき、監査室を置き、定期監査を実施している。また、監事は、私立学校法及び寄附行為の定めに基づき、職務を行っている。

監事は理事会及び評議員会に出席し、さらに常勤監事にあつては常勤役員会及びその他の諸会議に出席し、必要な意見を述べている。

大学運営の適正性については、定期監査を通じて業務の運営状況や予算の執行状況の適切性と妥当性を検証することで、定期的に点検・評価を行っている。その結果は次回以降の監査時に、助言や提案も含めたフォローアップ監査として実

施し、継続的改善に努めている。

また、三様監査となる監事、公認会計士及び監査室は、監査における問題点や懸案事項の改善・向上に向けて、それぞれの立場での情報交換や意見交換を行う打合せ会を実施している。

事業計画における各事業領域の到達目標に対する事業推進状況を確認し、課題整理をするため、毎年度、「事業計画における推進状況確認表」を策定している。策定に際しては、担当所管が事業計画の達成状況を担当事務局へ報告し、そのうえで担当役員が事業評価を行っている。達成状況については事業報告書に適宜掲載され、次年度の事業計画策定に向けた改善・向上につながることになる。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われていると判断することができる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

学校法人専修大学では、人事計画、教育研究計画に基づく施設設備整備計画及び資金計画等を盛り込んで、毎年度5か年の財務予測（年度別資金収支予測・事業活動収支予測）を作成している。特に、現行の5か年計画では、「事業活動収支差額比率」を指標に据えて、数値目標を掲げている。また、2020（令和2）年度は、「事業計画の推進と専修大学創立150年を見据えた健全財政確保の両立」を目指し、「経常経費の適正化の推進」「中期計画上の施設設備拡充・整備事業計画を推進するために必要な資金確保」等の7つの基本方針を掲げて推進するなど、財政計画は適切に策定されている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、法人全体では「理工他複数学部を設置する私立大学」の、大学部門では「文他複数学部を設置する私立大学」の平均とそれぞれ比べて、人件費比率が高く、教育研究経費比率が低く推移している。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」については、低下傾向にあることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤の確立に向け、更なる努力が求められる。

外部資金について、科学研究費助成事業の過去5年間の新規採択率は、一定の割合で推移しており、科学研究費助成事業の採択結果と連動した学内研究助成制

専修大学

度を設けて、「萌芽的研究」の推進を促している。このほかに、「社会知性 (Socio-Intelligence)の開発」推進のための募金事業等を行っており、今後の効果が期待される。

以 上